

千葉市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第23号

千葉県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

千葉県児童福祉法施行細則（平成4年千葉県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「404,000円」を「488,000円」に改める。

様式第21号中

「
*退所者記載欄

年 月 日に退所します。

を

氏名 _____」

削る。

様式第51号中「、教育及び懲戒」を「及び教育」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、様式第51号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。